

不動産鑑定業者の廃業等の届出

[手続対象者]

滋賀県知事登録業者が次のいずれかに該当することとなったときに、以下のそれぞれの方

- 不動産鑑定業を廃止したとき
→不動産鑑定業者であった個人または不動産鑑定業者であった法人を代表する員
- 死亡したとき
→相続人
- 法人が破産により解散したとき
→破産管財人
- 法人が合併により解散したとき
→法人を代表する役員であった方
- 法人が破産または合併以外の理由により解散したとき
→清算人
- 法第 25 条第 1 号から第 3 号まで、第 6 号または第 7 号に該当するに至ったとき
→不動産鑑定業者

[根拠規定]

不動産の鑑定評価に関する法律第 29 条

[提出時期]

届出事由の生じた日(死亡の場合、その事実を知った日)から 30 日以内

[手数料]

なし

[提出書類]

- ① 廃業等届出書

※廃業等の理由により別途証する書面が必要になる場合があります。

[提出部数]

1 部

[提出先]

滋賀県総合企画部県民活動生活課 土地対策係
〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号
TEL 077-528-3417